

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、スポーツボランティア団体磐田ジュニア陸上クラブという。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を静岡県磐田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、陸上競技及びスポーツ全般に取り組む主に青少年に対して、選手としての競技力向上、けがや故障の予防に関する知識習得、相互の人間関係、健全な青少年の育成、地域社会への活性化と健康で活力あふれるまちづくりに寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この団体は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の営利を目的としない（以下、非営利と記載）活動を行う。

- (1) 保険、医療又は福祉の健康を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この団体は、第3条の目的を達成するために、次の非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 競技力向上、健康増進、けが・故障予防等の講習会の事業
- (2) 定期練習会の開催事業
- (3) 大会、イベントの参加事業
- (4) 広報の事業

第3章 役員

(種別)

第6条 この団体の役員は、次の2種とする。

- (1) 賛助正員 この団体の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛同員 この団体の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 役員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 役員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書(様式第1号)により、代表に申込みものとし、代表は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を伝えなければならない。

(会費)

第8条 役員は、第3条を達成するための活動に必要な事業費のみを負担する。

(役員資格の喪失)

第9条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 役員は、代表が別に定める退会届(様式第2号)を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 役員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、代表の判断により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、この定款に違反したとき
 - (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。ただし、余剰金は支出負担者の負担額を算定し返還する場合もある。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この団体に次の役員を置くことができる。

- (1) 代表
 - (2) 監事
- (選任等)

第14条 代表及び監事は、賛助正員の3名以上の同意において承認する。

- (1) 承認する場合については、3名以上の同意者の「就任同意証明書」(様式第3号)の署名により承認を受理する。
- 2 代表及び監事は、役員互選とする。
- 3 この団体の2種以上の役員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表は、この団体を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表以外の役員は、この団体の業務について、この団体を代表しない。
- 3 代表は、この定款の定めに基づき、この団体の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 代表の業務執行の状況を監査する事
 - (2) この団体の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを遅滞なく役員に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(任期等)

第16条 役員任期については、別に定めない。

(欠員補充)

第 17 条 監事が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、他役員の評決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の執行に堪えない状況にあると認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第 19 条 この団体に関わる全てものは、収益事業を行ってはならず、また、報酬を受け取ってはならない。

(1) 収益事業とは以下を指す。

- ア 物品販売業
- イ 不動産販売業
- ウ 金銭貸付業
- エ 物品貸付業
- オ 不動産貸付業
- カ 製造業
- キ 通信業
- ク 運送業
- ケ 倉庫業
- コ 請負業
- サ 印刷業
- シ 出版業
- ス 写真業
- セ 席貸業
- ソ 旅館業
- タ 料理店業その他飲食店業
- チ 周旋業
- ツ 代理業
- テ 仲立業
- ト 問屋業
- ナ 鉱業
- ニ 土石採取業
- ヌ 浴場業
- ネ 理容業
- ノ 美容業
- ハ 興行業
- ヒ 遊技所業
- フ 人材派遣業
- ヘ 遊覧所業
- ホ 医療保険業
- マ 一定の技芸教授業等
- ミ 駐車場業

ム 信用保証業

メ 遊覧所業

モ 無体財産権の提供等を行う事業

(2) 前号に掲げている収益事業のほか、公益性を害すると認められる事業、また、代表が収益事業と判断した事業は行ってはならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(職員)

第20条 この団体に、その他役員を置くことができる。

2 その他役員は、代表が任命する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、賛助正員及び賛同員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支報告に関する事項
- (5) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (6) 役員を選任又は解任に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この団体の運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、必要と認められるとき開催することができる。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認め召集の請求をしたとき。
- (2) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表が召集する。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した役員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、3名以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各役員の表決権は、平等なるものとする。

2 総会の議決について、特別な利害関係を有する役員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 30 条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 事業費

(2) 寄付金品

(3) 事業に伴う物品等

(資産の区分)

第 31 条 この団体の資産は、非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 32 条 この団体の資産は、代表が管理する。

(会計の原則)

第 33 条 この団体の会計は、事業報告書（様式第 4 号）、及び活動計算書（様式第 5 号）の作成を行い、報告するものとする。

(事業計画及び資産)

第 34 条 この団体の事業計画書（様式第 6 号）及び活動予算書（様式第 7 号）は、代表が作成し、報告するものとする。

(報告)

第 35 条 この団体の事業報告書及び活動計算書の書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表が作成し、監事の監査を経て、報告する。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 36 条 この団体の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 37 条 この団体が定款を変更しようとするときは、役員 3 名以上の認証を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 38 条 この団体が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会

で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第39条 この団体が合併しようとするときは、総会において役員総数4分の3以上の議決を経なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この団体の公告は、この団体の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第41条 この定款の施行について必要な細則は、代表がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この団体の成立の日から施行する。
- 2 この定款は、令和4年4月1日から施行する。